

20210422 フェイスブック

環境省からの団体交渉の打ち切り通告に対する各マスコミにコメントした内容です。

「打ち切りに対して」

個人交渉では認めている弁護士などの同席を、当会との団体交渉では拒否しており、それを認めるよう3月26日小泉環境大臣宛てに「お願い文書」を環境省に提出した処、今月に入り電話で一方向的に団体交渉の打ち切りを通告してきました。

当地権者会は環境省と平成27年1月の第1回団体交渉から昨年12月の第46回団体交渉まで2045年3月までの中間貯蔵事業終了に向けた県外最終処分場の選定と建設・搬出、土地返還の原状回復、除染等の町の復興、安心・安全の取り組み、そして用地補償の交渉を行ってきました。従って今回の環境省の突然の一方向的な電話での打ち切り通告には町民、地権者に対する「親切・丁寧な対応」と「今迄の団体交渉の経緯」を全く無視したことと受け止めており、この理不尽な回答には到底納得できるものではありません。

「検討する環境省のコメントに対して」

「(団体交渉を行うことを)検討する」でなく「前記理由によりその場で団体交渉を行う」回答を頂きたかった。一日も早く、町民、地権者に対する「親切・丁寧」な「団体交渉」をお願いするものです。30年中間貯蔵施設地権者会会長門馬好春

今日の新聞記事から環境省の間違いを2つ指摘します。一つは河北新報で環境省が「地上権価格を国のルール」と双葉町議会で説明していることです。土地使用補償では土地収用法72条は地代と明記されており、土地収用法と整合性が計られ一体である損失補償基準要綱19条も地代と書かれそれが根拠と示されています。ですので、国のルールでは土地の地表使用補償に地上権価格は書いてありません。環境省が独自で勝手に作った地上権価格を国のルールと説明しているのは明らかに間違いです。2点目は環境省室石所長が「地代補償額が十数年後売買補償額(土地価格)を超えてしまう(のはダメだ)」と言っている点です。地代は一定期間の使用で土地価格を超えます。同要綱も地代が一定期間の使用で土地価格を超えることを想定・許容しています。先程の損失補償基準要綱19条使用補償「地代」で土地価格を超えているのは普通にあります。このように環境省が用地補償の基本的原則的なルールである条項まで変更して「環境省が日本のルールだ」という説明は余りにも双葉町、大熊町の町民と地権者は元より公共事業を蔑ろにしている許されないことです。皆さまのご支援をよろしくお願いいたします。

2021年(令和3年)

4月22日(木)

河北新報社

第44704号

(3) 16版 総合

河北新報

地権者団体との 交渉打ち切りへ

中間貯蔵施設で環境省

環境省は21日、東京電力福島第1原発事故で発生した除染廃棄物を一時保管する中間貯蔵施設(福島県大熊町、双葉町)に関し、地権者でつくる団体と続けてきた交渉を打ち切る意向を明らかにした。

同日あった双葉町議会全員協議会で示した。同省と「30年中間貯蔵施設地権者会」との団体交渉は2015年1月から20年12月までに計46回あった。近年は、地上権を設定して用地を提供する地権者への補償を巡

って交渉を重ねてきた。

補償が不適正と主張する地権者会側に対し、福島地方環境事務所は「国のルール以外は適用できない」と説明を尽くしてきた。今後の交渉継続は難しい」と判断。今月に入って打ち切りを伝えたとした。

全員協議会では交渉再開を求める意見もあり、事務所の担当者は取材に対し「検討する」と述べた。

地権者会の門馬好春会長は「用地補償の問題だけでなく、30年以内の県外搬出などを求めてきた経緯もある。一方的に電話で交渉しないと通告するなど信じられない対応だ」と話した。

用地団体交渉打ち切り

環境省 30年中間貯蔵地権者会と

東京電力福島第1原発事故に伴う県内の除染で出た土壌などを保管する中間貯蔵施設(大熊町、双葉町)の用地交渉を巡り、環境省が、両町の地権者有志でつくる「30年中間貯蔵施設地権者会」との団体交渉を打ち切ったことが21日、分かった。同省は必要な用地の取得に向け、今後も地権者との交渉を個別に続ける。

同省が同日、いわき市で開かれた双葉町議会の全員協議会で説明した。同省によると、6年で46回の説明会を開くなどして地権者会との団体交渉を続けてきたが、地上権を設定して用地を賃借する地上権設定契約の補償額が折り合わず、今月9、14の両日に団体交渉の打ち切りを伝えたという。

同省福島地方環境事務所

の室石泰弘所長は協議会后、取材に「地権者会が求める補償額では、十数年後に売買契約の補償額を超えてしまう。地権者会のみ個別に補償額を変えろということではできない」と述べた。交渉の再開については「地権者会から違う考えが出てくるのであれば、検討したい」と語った。

「30年中間貯蔵施設地権者会」の会長門馬好春さん(63)は「大熊町出身」は取材に「突然の打ち切り通告は町民や地権者への『親切・丁寧な対応』を無視している。理不尽な回答は到底納得できない」とした。

中間貯蔵施設を整備する面積1600haのうち民有地は約1270ha。同省は3月末現在、民有地の91.7%を占める約1164haを取得している。

2021年（令和3年）4月22日（木曜日）（2）

中間貯蔵施設の
今後の方針説明
環境省、双葉町議会に

環境省は二十一日、
東京電力福島第一原発
事故に伴う除染廃棄物
の中間貯蔵施設（双葉
町、大熊町）を巡り、
双葉町議会に事業の現
状と今後の方針を示し

た。

環境省福島地方環境
事務所の室石泰弘所長
らが、いわき市の双葉
町役場いわき事務所で
開かれた町議会全員協
議会で説明した。

二〇二一（令和三）
年度には十八市町村か
ら二百五十三万六千立
方メートルの除去土壌など
を輸送し、帰還困難区

域を除く県内で発生
した計千四百万立方メ
ートルの輸送完了を目指す
方針を改めて強調し
た。

除去土壌などの処理
や再生利用、県外最終
処分については、町内
に貯蔵されている除去
土壌や仮設灰処理施設
で生じる飛灰などを用
いての技術実証の実施

検討を示した。中間貯
蔵施設用地を巡って
は、用地の契約状況や
地権者らとの交渉経過
などを説明した。

また、今年二月の本
県沖地震による施設の
影響については、放射性
物質を含む廃棄物の漏
えいがないことや今後
の災害対策を説明し
た。